

ン又は2階か1階の部屋に移りたい旨主張する。

- (2) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2(7)ア(サ)のとおり、移送費については、被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ない場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えないとされている。

また、局長通知第7の4(1)カにおいては、敷金等について、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略)必要な額を認定して差しつかえないこと。」と記されており、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7問30答12のとおり、敷金等の支給要件の一つとして、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」が示されている。

- (3) 以下検討すると、処分庁から提出のあった書類には、①処分庁は、審査請求人から、令和4年2月15日付けの転居に係る申請書及び転居の理由を記載した書面を受領したこと、②転居の理由を記載した書面には、審査請求人は〇〇のため、階段を上り下りするのがつらく、引越費用等の支給を求め旨の記載が認められる。

また、処分庁は、審査請求人が通院している病院に対し、疾病による階段の昇降の影響について確認したところ、特に影響はない旨の回答があったことが認められる。

そして、処分庁は、医師からの回答を踏まえ、ケース診断会議において組織的に検討したところ、病状を鑑みると、病気療養上著しく環境が悪いと認められず、設備構造が居住に適さないとは言えないため敷金及び引越費用の支給を行わないと判断したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人の転居理由は、局長通知第7の2(7)ア(サ)及び第7の4(1)カ並びに課長通知第7問30答12に該当するとはいえず、申請を却下した処分庁の判断及び手続に不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分通知書には、処分の根拠となる法律や通知についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判

断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (5) 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年6月28日	諮問書の受領
令和6年7月3日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月17日（審査請求人から7月11日受領） 口頭意見陳述申立期限：7月17日（審査請求人から7月11日受領）
令和6年7月19日	第1回審議
令和6年7月26日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：8月6日付け〇〇〇第e-148号）
令和6年8月30日	口頭意見陳述の実施 第2回審議
令和6年9月30日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす

に十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

- (4) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第3は、住宅扶助基準について、1において、1級地及び2級地の家賃、間代、地代等の額(月額)を「13,000円以内」とし、2において「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(中略)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(中略)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と記している。
- (6) 局長通知第7の2(7)は、移送費について、アにおいて「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。(後略)」とした上で、(サ)として、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と記している。
- なお、局長通知は地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。
- (7) 局長通知第7の4(1)オは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃、間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であつて、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。)の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」と記している。
- (8) 局長通知第7の4(1)カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記している。

(9) 課長通知第7問30は、「「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。」の答として、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」として、1から18を示し、12において「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さない」と認められる場合」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年10月1日、処分庁は審査請求人に対し、保護を開始した。
- (2) 令和4年2月15日付けで、審査請求人は転居費用の支給を求める申請を行った。「保護を申請する理由」欄には「引っ越しする為」と記載されており、審査請求人が提出した別紙書面には、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため、階段の上り下りが体に悪いので、早急に引っ越し費用、権利金などを支給してほしい旨の主張が記載されていた。
- (3) 処分庁は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「A病院」という。）に対し、診療状況の照会を行い、令和4年2月21付けのA病院からの回答（以下「A病院回答」という。）には、「病名」として「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と、「その他主治医の意見」として「[疾病による階段の昇降の影響について]特に影響はありません」と、「稼働能力」については、「稼働能力あり」及び「通常の仕事をしてもかまわない」の項目にチェックがなされていた。なお、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」は〇〇〇〇〇〇〇〇〇とされているが、審査請求人は〇〇〇〇〇の手続きを拒否していた。
- (4) 処分庁は、主治医の意見を踏まえ、令和4年3月1日にケース診断会議を開催し、敷金扶助及び転居費用の申請に対する検討を行った結果、医師の診断において階段の昇降に影響がないとされていること、階段を利用できないほどの病状等の変化はないことから、病気療養上著しく環境が悪いと認められず、設備構造が居住に適さないとは言えないため、転居による敷金扶助の支給要件には該当しないため、敷金扶助も引越費用の支給も必要ないと判断し、支給を行わないこととした。
- (5) 令和4年3月3日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「保護申請却下通知」を交付し、本件処分を行った。「却下の理由」欄には、「(前略) 敷金等および転居費用が必要か否かの判定を行ったところ、病状を鑑みると、病気療養上著しく環境が悪いと認められず、設備構造が居住に適さないとは言えないため、保護が必要であると認められないことから申請を却下します。」

と記載されていた。

(6) 令和4年3月8日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 処分庁は、審査請求人から令和4年2月15日付けで申請のあった、引越しのための支度金の支給について、A病院回答を基に、病気療養上著しく環境が悪いと認められず、設備構造が居住に適さないとは言えないため、保護が必要とは認められないと判断し、本件処分を行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、〇〇を抱えており、すぐにでもエレベーター付きのマンション又は2階か1階の部屋に移りたいこと、及び本件処分では「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」だけでなく「〇〇〇」についても考慮されるべきであったと主張している。

(2) 局長通知第7の2(7)ア(サ)では、移送費について、「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」とされている。

また、局長通知第7の4(1)カ及び課長通知第7問30答12では、敷金等の支給要件の一つとして、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」が示されている。

(3) 処分庁は、審査請求人から、令和4年2月15日付けの転居に係る申請書及び転居の理由を記載した書面を受領したこと、転居の理由を記載した書面には、審査請求人は〇〇のため階段を上り下りするのがきつく、引越費用、権利金等の支給を求める旨の記載があったことが認められる。

また、処分庁が、審査請求人が通院しているA病院に対し、疾病による階段の昇降への影響について確認したところ、「特に影響はありません」との回答があったことが認められる。

そして、処分庁は、A病院回答を踏まえ、ケース診断会議において組織的に検討したところ、病状に鑑みると、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められず、設備構造が居住に適さないとも言えないため、支給要件に該当せず、敷金及び転居費用を支給しないと判断したことが認められる。

なお、A病院回答においては「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が病名として記載されているところ、審査請求人は、「〇〇〇」についての考慮を欠くA病院回答に依拠した本件処分には納得しがたい旨、口頭意見陳述において主張している。だが、「〇〇〇」は、本件処分から約1年3か月後となる令和5年6月2日付けのA病院による診断書において、新たに記載された病名である。よって、処分庁は、本件処分当時、この診断書及びそこに新たに記載された

「〇〇〇」という病名を知り得ず、審査請求人の病状に関し、専らA病院回答に記された医師の専門的所見に依拠して把握したことに不合理な点は認められない。

また、当審査会の質問に対する処分庁の回答書によれば、審査請求人の現住居の階段は手すり付きであり、傾斜を含め昇降を困難にするような特殊な事情はないとされる。そうであれば、審査請求人の現住居の環境条件と、A病院回答が想定するであろう環境条件との間に、特段の不一致があるとも考えられない。よって、処分庁の判断は、各種通知（処分基準）に準拠した上で、現住居での環境条件が審査請求人の病気療養に及ぼしうる影響に関し、医師の専門的な知見を適切に考慮して行われたと認めることができる。

(4) 以上より、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分についての当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下の点について付言する。

本件処分の通知書において、前記第5の2(5)のとおり、理由付記において処分の根拠となる法令や通知についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

処分庁は、以上の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 西上 治